

諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 那須 俊貴

目 次

はじめに

- I 諸外国の選挙権年齢
- II 諸外国の被選挙権年齢
 - 1 全体的な傾向
 - 2 英米独仏の状況

資料1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）

資料2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）

資料3 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢分布（下院）

要 旨

我が国では、平成 27 年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が 20 歳から 18 歳へ引き下げられるとともに、被選挙権年齢の引下げをめぐる議論も行われている。

国際的には、199 の国・地域の議会の選挙権年齢を調査したところ、約 9 割の 176 の国・地域において選挙権を 18 歳までに認めていた。

同様に被選挙権年齢も調査したところ、年齢の分布は三極に分かれる傾向にあることがうかがえた。年齢が判明した 194 の国・地域のうち、18 歳が 54 か国 (27.8%)、21 歳が 60 か国 (30.9%)、25 歳が 57 か国 (29.4%) であり、この 3 つのいずれかに該当する国・地域だけで 9 割近くを占めていた。

はじめに

平成 27 年 6 月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号)が成立し、選挙権年齢が 20 歳から 18 歳へ引き下げられることとなった⁽¹⁾。我が国における選挙権年齢の引下げは、昭和 20 年に 25 歳から 20 歳へ引き下げられて以来 70 年ぶりのことである。選挙権年齢の引下げを受け、新しく選挙に参加することになる若者に対する有権者教育のあり方、民法の成年年齢等の各種法定年齢の引下げの是非などについて、引き続き議論が行われている。

他方、今回の選挙権年齢の引下げに際しては、被選挙権年齢の引下げの是非についても議論が行われた⁽²⁾。我が国の被選挙権年齢は、現在「公職選挙法」(昭和 25 年法律第 100 号)により、衆議院議員が 25 歳以上、参議院議員が 30 歳以上と規定されている⁽³⁾。衆議院議員については、昭和 20 年の 25 歳から 20 歳への選挙権年齢の引下げとともに、被選挙権年齢も 30 歳から 25 歳に引き下げられた。この選挙権年齢及び被選挙権年齢の引下げの趣旨については、帝国議会における審議の際、①青年の知識能力が著しく向上した、②青年有権者の選挙への参加は、新日本建設の新しい政治力の形成に資する等の説明がなされた⁽⁴⁾。昭和 22 年には、参議院議員の被選挙権年齢が 30 歳以上と規定された。被選挙権年齢をこのように定めたことについて、帝国議会における審議では、①参議

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、2015 年 11 月 5 日である。

(1) 平成 27 年 6 月 19 日に公布され、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行される。同法の概要や選挙権年齢の引下げに至るこれまでの経緯等については、鈴木康之「公職選挙法等の一部を改正する法律(選挙権年齢等の引下げ)について」『選挙時報』64 巻 8 号、2015.8、pp.1-9 を参照されたい。

(2) 例えば、第 189 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 3 号 平成 27 年 5 月 28 日 pp.5, 9, 15, 17 など。

(3) 公職選挙法第 10 条。都道府県議会議員、市町村議会議員、市町村長は 25 歳以上、都道府県知事は 30 歳以上と規定されている。

(4) 第 89 回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会議録(速記)第 1 回 昭和 20 年 12 月 4 日 pp.1-2。(堀切善次郎内務大臣説明部分)

院の構成を衆議院とは異質的なものとする、②参議院の性格にふさわしい分別と経験を持たせる等の説明がなされた⁽⁵⁾。

このように我が国では、選挙権年齢が70年ぶりに引き下げられ、被選挙権年齢の見直しについても議論が始まっている。そこで本稿では、諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢を調査し、国際的な傾向等を取りまとめ、我が国における議論の参考に供することとする。

I 諸外国の選挙権年齢

多くの国では、議会の選挙権を18歳までに付与している。199の国・地域の議会の選挙権年齢を調査したところ、約9割の176の国・地域において、選挙権を18歳まで（16歳及び17歳を含む）に認めていた⁽⁶⁾。G8では、平成27年選挙権年齢を引き下げた我が国を含め、8か国の選挙権年齢が、全て18歳である。また、OECDに加盟している34か国では、韓国⁽⁷⁾を除き、我が国を含めた33か国で18歳までに選挙権を認めている⁽⁸⁾。

このように現在では、選挙権を18歳までに付与している国が多いが、歴史的には、19世紀から20世紀初めにかけて、まずラテンアメリカ諸国が選挙権年齢を18歳に引き下げ、欧米諸国は1970年代を中心に、アジアやアフリカ、カリブの旧植民地諸国は、1970年代から1990年代にかけて、選挙権年齢を18歳に引き下げている⁽⁹⁾。

選挙権年齢を18歳に引き下げた背景として、様々な要因が挙げられる。例えば、イギリスでは、若年層の成熟、引下げによる政治の活性化、18歳で大人並みの責任を負担することとのバランスなどが挙げられる⁽¹⁰⁾。アメリカでは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代の登場や学生運動の高まり、ベトナム戦争で徴兵されたまだ選挙権を有しない数多くの若者の存在等が挙げられる⁽¹¹⁾。ドイツでも、激しい学生運動や、兵役義務を課される一方で選挙権は付与されなかったこと等が挙げられる⁽¹²⁾。フランスでは若年層への政治参加の機会の付与等が挙げられる⁽¹³⁾。

(5) 「第91回帝国議会貴族院議事速記録第5号」『官報（号外）』（昭和21年12月5日）pp.53, 60-62。（大村清一内務大臣説明部分）

(6) 二院制採用国の下院の選挙権年齢と、一院制採用国の議会の選挙権年齢を基準として、国・地域の数を算出している。なお、選挙で上院議員を選出している国のうち、上院の選挙権年齢が判明した多くの国では、両院の選挙権年齢は一致している。例外として例えばイタリアでは、両院の選挙権年齢が異なっており、下院が18歳、上院が25歳である。以下では、国・地域を指す場合であっても国とだけ表記する。

(7) 韓国では、2005年に選挙権年齢が20歳から19歳に引き下げられた。白井京「海外法律情報 韓国 各種法定年齢」『ジュリスト』1422号, 2011.5.1-15, p.99.

(8) 33か国のうち、オーストリアが16歳で、他の国は全て18歳である。オーストリアでは、2007年に選挙権年齢が18歳から16歳に引き下げられた。近藤孝弘「第6章 オーストリアにおける政治教育の導入」『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会, 2013, pp.135-137.

(9) Richard Rose (editor-in-chief), *International Encyclopedia of Elections*, Washington, D.C.: CQ Press, c2000, p.14.

(10) イギリスでは、1969年に選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられた。柳沢長治「ヨーロッパにおける選挙権年齢引下げの動向—イギリス・西ドイツを中心として—」『地方自治』277号, 1970.12, pp.2-12.

(11) アメリカでは、1971年に、多くの州で21歳とされていた選挙権年齢が18歳に引き下げられた。Dave Tarr and Bob Benenson, *Elections A to Z*, 4th ed., Thousand Oaks, Calif.: CQ Press, c2012, pp.687-690.

(12) ドイツでは、1970年に選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられた。柳沢長治「西ドイツにおける選挙権年齢引下げについて」『自治研究』47巻4号, 1971.4, pp.53-72.

(13) フランスでは、1974年に選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられた。清水隆雄「フランスにおける成人年齢等の引下げについて」『レファレンス』289号, 1975.2, pp.88-90.

II 諸外国の被選挙権年齢

1 全体的な傾向

選挙権年齢と併せて、被選挙権年齢⁽¹⁴⁾も調査したところ、被選挙権年齢の分布は、三極に分かれる傾向にあることがうかがえた⁽¹⁵⁾。すなわち、被選挙権年齢が判明した194か国のうち、18歳が54か国(27.8%)、21歳が60か国(30.9%)、25歳が57か国(29.4%)と、この3つの年齢要件のいずれかに該当する国だけで全体の9割近くを占めている。同じ調査対象国の選挙権年齢について18歳が主流であることを踏まえると、被選挙権年齢を選挙権年齢より高めに設定する国が多いが、同じ年齢とする国も一定割合存在すると言えよう。

また、各国の上院の被選挙権年齢⁽¹⁶⁾については、明確な傾向を読み取れなかったが、上院の被選挙権年齢が判明した70か国中、46か国(65.7%)において上院の被選挙権年齢が下院の被選挙権年齢より高く設定されており、両院の被選挙権年齢が一致していたのは24か国(34.3%)であった。

2 英米独仏の状況

イギリスの下院の被選挙権年齢は、18歳である⁽¹⁷⁾。2006年に従来の21歳から18歳に引き下げられた。これは選挙委員会の勧告を受けたものである。選挙委員会は、21歳未満でも選挙による代表が十分務まる若者もいるであろうし、有権者は選挙を通じて候補者を選別することができるという観点から、被選挙権年齢を21歳から18歳へ引き下げを勧告していた⁽¹⁸⁾。2015年5月の総選挙では、20歳の下院議員が誕生している⁽¹⁹⁾。

アメリカは、下院の被選挙権年齢が25歳で上院の被選挙権年齢が30歳である⁽²⁰⁾。憲法の制定過程において、下院の被選挙権年齢については、当初は(当時の)選挙権年齢と同じ21歳が想定されていたが、最終的に、個人的事項を扱えるようになる時期と国家的事項を扱えるようになる時期には一定の間隔が存在するとして、25歳と規定された⁽²¹⁾。上院の被選挙権年齢が下院の被選挙権年齢より高い点については、上院がより広い見聞とより安定した人格を必要としており、上院議員はそれにふさわしい年齢に達している必要があるためとされる⁽²²⁾。第114議会(2015-2016年)開始時点において、最も若い下院議員は30歳、最も若い上院議員は37歳である⁽²³⁾。

ドイツの下院の被選挙権年齢は、18歳である⁽²⁴⁾。かつては憲法に相当する基本法において、選

(14) 直接選挙を採用していない国の場合は、議員の就任可能年齢を調査した。

(15) 二院制採用国の下院の被選挙権年齢と、一院制採用国の議会の被選挙権年齢を基準として、国の数を算出している。

(16) 下院と同様、直接選挙を採用していない国の場合は、議員の就任可能年齢を調査した。

(17) 2006年選挙管理法第17条。上院は世襲や任命等により構成される。

(18) Electoral Commission, "Voting age should stay at 18 says The Electoral Commission," 19 April 2004. <<http://www.electoralcommission.org.uk/i-am-a/journalist/electoral-commission-media-centre/news-releases-reviews-and-research/voting-age-should-stay-at-18-says-the-electoral-commission>>

(19) 「20歳の新人女性 議員に」『読売新聞』2015.5.9; "Frequently Asked Questions: MPs." イギリス議会ウェブサイト <<http://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-commons-faqs/members-faq-page2/>>

(20) 連邦憲法第1条第2節第2項及び同条第3節第3項。

(21) "Constitutional Qualifications." アメリカ下院ウェブサイト <<http://history.house.gov/Institution/Origins-Development/Constitutional-Qualifications/>>

(22) ジェームズ・マディソン「上院の構成」A. ハミルトンほか著(斎藤眞・中野勝郎編訳)『ザ・フェデラリスト』岩波書店, 1999, pp.277-287.

挙権年齢を 21 歳、被選挙権年齢を 25 歳と規定していたが、1970 年に選挙権年齢を 18 歳に引き下げ、被選挙権年齢を成年年齢と規定する基本法改正が成立した。当時の成年年齢は 21 歳であり、1974 年に成年年齢を 18 歳に引き下げる法改正が行われた。2013 年の下院の総選挙において当選した最年少の議員は、選挙当時 26 歳であった⁽²⁵⁾。

フランスの下院の被選挙権年齢は、18 歳である⁽²⁶⁾。2011 年の法改正により、被選挙権年齢が 23 歳から 18 歳に引き下げられた⁽²⁷⁾。具体的には、選挙法典において、改正前は被選挙権年齢が 23 歳以上と規定されていたが、改正により、年齢に関する規定が削られ、被選挙権を得る条件は、選挙権を有することとされた。選挙権を得る年齢上の条件は、18 歳以上である。2012 年の下院の総選挙では、22 歳の議員が誕生している⁽²⁸⁾。

参考文献

- ・佐藤令ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』（調査資料 2008-3-b 基本情報シリーズ②）国立国会図書館調査及び立法考査局，2008。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(なす としき)

⁽²³⁾ Jennifer E. Manning, “Membership of the 114th Congress: A Profile,” *CRS Report*, R43869, October 31, 2015, p.2. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R43869.pdf>>

⁽²⁴⁾ 基本法第 38 条、民法第 2 条及び連邦選挙法第 15 条。上院は、各州政府が所定の数の州政府構成員を議員に任命する。

⁽²⁵⁾ “Facts: The Bundestag at a glance,” July 2014. ドイツ下院ウェブサイト <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/80140000.pdf>>; “Mahmut Özdemir (Duisburg), SPD.” ドイツ下院ウェブサイト <http://www.bundestag.de/htdocs_e/bundestag/members18/biographies/O/oezdemir_mahmut/258828>

⁽²⁶⁾ 選挙法典 L. 第 2 条、L. 第 44 条及び LO. 第 127 条。上院議員は、下院議員、地方議会議員及び地方議会の代表等を選挙人団とする間接選挙により選出される。

⁽²⁷⁾ 服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁽²⁸⁾ Henry Samuel, “Marion Le Pen becomes youngest French MP in modern history,” *Telegraph*, June 17, 2012. <<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/europe/france/9337631/Marion-Le-Pen-becomes-youngest-French-MP-in-modern-history.html>>; Elizabeth Day, “Marion Maréchal-Le Pen: the new face of the French right,” *Guardian*, October 28, 2012. <<http://www.theguardian.com/world/2012/oct/28/marion-marechal-le-pen-france-interview>>

資料1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）

- ・ 二院制採用国の下院と一院制採用国の議会の選挙権年齢・被選挙権年齢を掲げた。
- ・ 国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱い、「*」を付していない。
- ・ 「*」を付した国に記されている選挙権年齢は、間接選挙の選挙人団の就任可能年齢である。
- ・ 「*」を付した国に記されている被選挙権年齢は、議員の就任可能年齢である。
- ・ 任命制が採用されている等の理由により選挙権年齢の規定がない国及びデータが不明な国等は「-」と記した。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	オーストリア	16	18	コンゴ民主共和国	18	25
アイルランド	18	21	オマーン	21	30	* サウジアラビア	-	30
アゼルバイジャン	18	25	オランダ	18	18	サモア	21	21
アフガニスタン	18	25	ガーナ	18	21	サントメ・プリンシペ	18	18
アメリカ合衆国	18	25	カーボヴェルデ	18	18	ザンビア	18	21
* アラブ首長国連邦	首長国による	首長国による	ガイアナ	18	18	サンマリノ	18	25
アルジェリア	18	25	カザフスタン	18	25	シエラレオネ	18	21
アルゼンチン	16	25	* カタール	-	24	ジブチ	18	23
アルバニア	18	18	カナダ	18	18	ジャマイカ	18	21
アルメニア	18	25	ガボン	18	28	ジョージア	18	25
アンゴラ	18	35	カメルーン	20	23	シリア	18	25
アンティグア・バーブーダ	18	21	ガンビア	18	21	シンガポール	21	21
アンドラ	18	18	カンボジア	18	25	ジンバブエ	18	21
イエメン	18	25	ギニア	18	18	スイス	18	18
イギリス	18	18	ギニアビサウ	18	21	スウェーデン	18	18
イスラエル	18	21	キプロス	18	25	スーダン	18	21
イタリア	18	25	キューバ	16	18	スペイン	18	18
イラク	18	30	ギリシャ	18	25	スリナム	18	21
イラン	18	(※1) 26	キリバス	18	21	スリランカ	18	18
インド	18	25	キルギス共和国	18	21	スロバキア	18	21
インドネシア	(※2) 17	21	グアテマラ	18	18	スロベニア	18	18
ウガンダ	18	18	クウェート	21	30	スワジランド	18	18
ウクライナ	18	21	クック諸島	18	18	セーシェル	18	18
ウズベキスタン	18	25	グレナダ	18	18	赤道ギニア	-	25
ウルグアイ	18	25	クロアチア	18	18	セネガル	18	25
エクアドル	16	30	ケニア	18	18	セルビア	18	18
エジプト	18	25	コートジボワール	21	25	セントクリストファー・ネイビス	18	21
エストニア	18	21	コスタリカ	18	21	セントビンセント・グレナディーン	18	21
エチオピア	18	21	コソボ	18	18	セントルシア	18	21
* エリトリア	18	-	コモロ	18	18	* ソマリア	-	(※3) 25
エルサルバドル	18	25	コロンビア	18	25	ソロモン諸島	18	21
オーストラリア	18	18	コンゴ共和国	18	25	* タイ	-	-

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
大韓民国	19	25	バヌアツ	18	25	マケドニア	18	18
台湾	20	23	バハマ	18	21	マダガスカル	18	21
タジキスタン	18	25	バプアニューギニア	18	25	マラウイ	18	21
タンザニア	18	21	バラオ	18	25	マリ	18	21
チェコ	18	21	パラグアイ	18	25	マルタ	18	18
チャド	18	25	バルバドス	18	21	マレーシア	21	21
中央アフリカ	-	-	バレスチナ	18	28	ミクロネシア	18	30
* 中華人民共和国	18	18	ハンガリー	18	18	南アフリカ	18	18
チュニジア	18	23	バングラデシュ	18	25	南スーダン	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	17	17	東ティモール	17	17	ミャンマー	18	25
チリ	18	21	フィジー	18	18	メキシコ	18	21
ツバル	18	21	フィリピン	18	25	モーリシャス	18	18
デンマーク	18	18	フィンランド	18	18	モーリタニア	18	25
ドイツ	18	18	ブータン	18	(※7) 25	モザンビーク	18	18
トーゴ	18	25	ブラジル	(※8) 16	21	モナコ	18	25
ドミニカ	18	21	フランス	18	18	モルディブ	18	18
ドミニカ共和国	(※4) 18	25	ブルガリア	18	21	モルドバ	18	18
トリニダード・トバゴ	18	18	ブルキナファソ	-	21	モロッコ	18	23
トルクメニスタン	18	25	* ブルネイ・ダルサラーム	-	21	モンゴル	18	25
トルコ	18	25	ブルンジ	18	25	モンテネグロ	18	18
トンガ	21	21	ベトナム	18	21	ヨルダン	18	30
ナイジェリア	18	30	ベナン	18	25	ラオス	18	21
ナウル	20	20	ベネズエラ	18	21	ラトビア	18	21
ナミビア	18	21	ベラルーシ	18	21	リトアニア	18	25
ニウエ	18	18	ベリーズ	18	18	リビア	18	25
ニカラグア	16	21	ペルー	18	25	リヒテンシュタイン	18	18
ニジェール	(※5) 18	21	ベルギー	18	18	リベリア	18	25
日本	(※6) 18	25	ポーランド	18	21	ルーマニア	18	23
ニュージーランド	18	18	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18	ルクセンブルク	18	18
ネパール	18	25	ボツワナ	18	21	ルワンダ	18	21
ノルウェー	18	18	ボリビア	18	25	レソト	18	21
バーレーン	20	20	ポルトガル	18	18	レバノン	21	25
ハイチ	18	25	香港	18	21	ロシア	18	21
パキスタン	18	25	ホンジュラス	18	21			
パナマ	18	21	マーシャル諸島	18	21			

※1 イランでは、被選挙権年齢は26歳以上75歳以下である。

※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※3 ソマリアでは、被選挙権年齢（任命制のため、就任可能年齢）は25歳以上75歳以下である。

※4 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※5 ニジェールでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※6 選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）は平成27年6月19日に公布され、公布の日から起算して1年を経過した日から施行される。

※7 ブータンでは、被選挙権年齢は25歳以上65歳以下である。

※8 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

（出典）列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）のウェブサイト<<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>を中心に調査を行い、併せて各国の選挙管理委員会のウェブサイト等を参考に政治議会課 那須俊貴・木村志穂作成。

資料2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）

- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱い、「*」を付していない。
- ・「*」を付した国に記されている選挙権年齢は、間接選挙の選挙人団の就任可能年齢である。
- ・「*」を付した国に記されている被選挙権年齢は、議員の就任可能年齢である。
- ・任命制が採用されている等の理由により選挙権年齢の規定がない国及びデータが不明な国等は「-」と記した。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* アイルランド	18	21	* ドイツ	-	18
* アフガニスタン	-	35	ドミニカ共和国	(※2) 18	25
アメリカ合衆国	18	30	* トリニダード・トバゴ	-	25
* アルジェリア	-	40	ナイジェリア	18	35
アルゼンチン	16	30	* ナミビア	18	21
* アンティグア・バーブーダ	-	21	日本	(※3) 18	30
* イエメン	-	-	* バーレーン	-	-
* イギリス	-	21	ハイチ	18	30
イタリア	25	40	* パキスタン	-	30
* インド	25	30	* パハマ	-	30
* ウズベキスタン	-	-	パラオ	18	25
ウルグアイ	18	30	パラグアイ	18	40
エチオピア	18	21	* バルバドス	-	21
オーストラリア	18	18	フィリピン	18	35
* オーストリア	-	21	ブータン	18	25
* オマーン	-	40	ブラジル	(※4) 16	35
* オランダ	-	18	* フランス	18	24
* カザフスタン	18	30	* ブルンジ	18	35
* カナダ	-	(※1) 30	* ベラルーシ	-	30
* ガボン	-	40	* ベリーズ	-	18
* カメルーン	-	40	* ベルギー	18	18
* カンボジア	-	40	ポーランド	18	30
* グレナダ	-	18	* ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
ケニア	18	18	ボリビア	18	35
コロンビア	18	30	マダガスカル	-	-
* コンゴ共和国	-	45	* マレーシア	-	30
* コンゴ民主共和国	-	30	* 南アフリカ	-	18
* ジャマイカ	-	21	* 南スーダン	-	-
ジンバブエ	18	40	ミャンマー	18	30
スイス	州による	州による	メキシコ	18	25
* スーダン	21	21	* モーリタニア	-	35
スペイン	18	18	* モロッコ	-	30
* スロベニア	18	18	* ヨルダン	-	40
* スワジランド	-	18	リベリア	18	30
赤道ギニア	-	-	ルーマニア	18	33
* セントルシア	-	21	* ルワンダ	-	40
* タジキスタン	-	35	* レソト	-	21
チェコ	18	40	* ロシア	-	30
チリ	18	35			

※1 カナダでは、被選挙権年齢（任命制のため、就任可能年齢）は30歳以上75歳以下である。

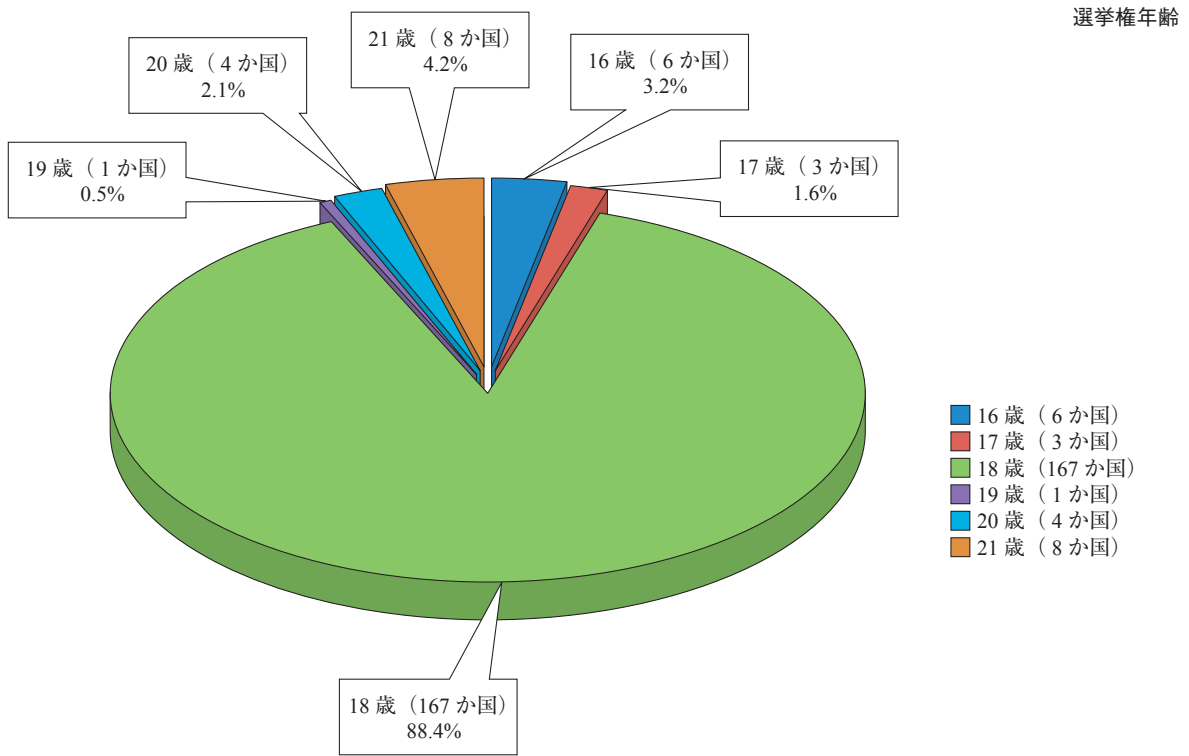
※2 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※3 選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第43号）は平成27年6月19日に公布され、公布の日から起算して1年を経過した日から施行される。

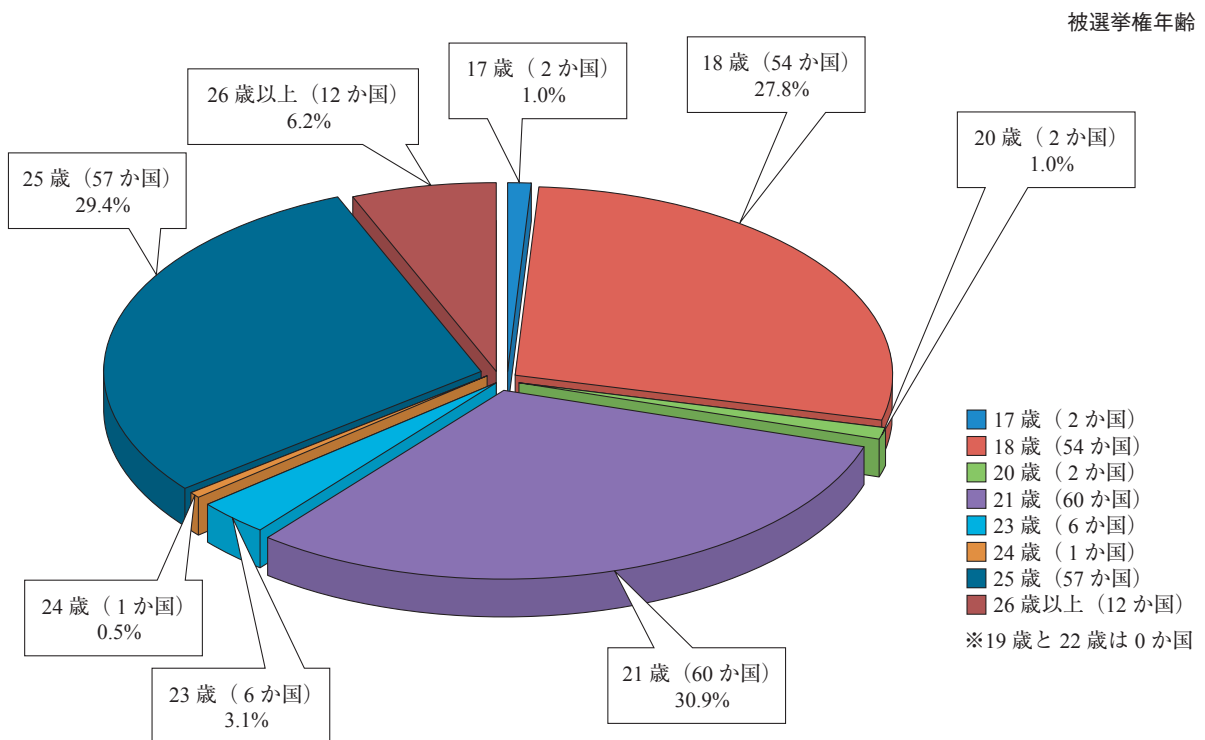
※4 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

（出典）列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）のウェブサイト<<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>を中心に調査を行い、併せて各国の選挙管理委員会のウェブサイト等を参考に政治議会課 那須俊貴・木村志穂作成。

資料3 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢分布（下院）



選挙権年齢が判明した国：189 国



被選挙権年齢が判明した国：194 国

※グラフの中では、国・地域を指す場合であっても国とだけ表記している。

(出典) 列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) のウェブサイト <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>> を中心に調査を行い、併せて各国の選挙管理委員会のウェブサイト等を参考に政治議会課 那須俊貴・木村志穂作成。